

工場立地法検討小委員会開催に至った背景

地域再生計画、構造改革特区計画における要望

工場立地法は、事業者が工場を新增設する際には、国が定める基準に基づき、敷地面積の中に一定割合以上の緑地を確保しなければならないこと等を定めているが、地方分権の流れの中、平成9年の工場立地法一部改正により、それまで国が定めていた全国一律の緑化面積率等の基準に代えて、この基準幅を拡大した基準（区域区分基準）の範囲内において、都道府県及び政令市が条例で地域に合った緑地面積率等の基準を設定することが可能になる等の措置を講じたところ。

しかし、当該措置を活用し、地域準則を設定している地域は現在のところ1都4県3政令指定都市に留まっていることもあり、地域の実情をよりきめ細やかに準則に反映させることを目的として、地域再生提案及び構造改革特区提案において、当該措置を中核市等にまで拡大する要望が複数提出されている。

他方、これらの要望に対し、当省として、実態を踏まえ、準則の改正等の必要な見直しを検討することが必要となっている。

このため、産業構造審議会地域経済産業分科会の下に工場立地法検討小委員会を設置し、上述の各地方公共団体からの要望を斟酌した上で、従来全国一律の緑地面積率等の基準しか規定していなかった工場立地法の準則に、地域限定で適用される緑地面積率等の基準を追加することの可否等を審議する。

なお、地域再生計画及び構造改革特区計画における各地方公共団体からの要望の具体的な内容は以下のとおり。

1. 地域再生計画

- 第1次提案（平成15年12月～平成16年1月）
 - ・ 堺市（中核市）：
 - 大都市の特例の範囲を中核市まで拡大することを要望。

地域再生推進のためのプログラム（平成16年2月27日本部決定）（ ）

工場立地法は国が定める準則に代えて、都道府県及び政令指定都市に一定の幅で緑地等の面積率を設定することができるようにしているところであるが、中核市等においても、その実需、要望などを踏まえて、地域の実情に応じた緑地面積率の設定を可能とする方向で見直しを行う。

- （ ）地域再生を推進するために地方が活用できる具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容等を定めたプログラム。

- 第1次計画認定（平成16年6月） **上記本部決定に基づく計画の認定。**
 - ・ 堺市（中核市）
 - ・ 松山市（中核市）
 - ・ 大津市（特例市）

- 第2次提案（平成16年6月） **上記本部決定により、措置済みである旨回答。**
 - ・ 呉市（特例市）：
特例の範囲を特例市まで拡大することを要望。
 - ・ 栃木県：
特例の範囲を中核市以外の市町村まで拡大することを要望。

2. 構造改革特区計画

- 第6次提案（平成16年10月～11月）
上記地域再生本部決定により、措置済みである旨回答。
 - ・ 今治市、上島町、朝倉村等を始めとする愛媛県内の市町村：
工場立地法における地域準則設定権限を市町村に委譲することを要望。

- 第7次提案（平成17年6月）
 - ・ 松山市（中核市）：
地域準則設定権限を中核市まで委譲する措置を要望。
 - ・ 広島県：
地域準則設定権限を基礎自治体まで委譲する措置を要望。
 - ・ 佐賀県武雄市：
工場周辺に森林等が存在する場合の規制適用緩和を要望。
 - ・ 水島コンビナート：
コンビナート全体を1つの工場とみなして規制を適用する措置を要望。

構造改革特区の第7次提案に対する政府の対応方針
（平成17年10月11日本部決定）

工場等の立地に関する準則については、自治体からの要望や実需なども踏まえつつ、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう、措置する。

実施時期：平成18年度中